

| 今号の主な内容 | |
|---------|--------------------------------|
| 2面 | 都営住宅(地元割当)の入居者を募集 |
| 3面 | 4月1日開設の高齢者複合施設 入所・利用相談等を受け付けます |
| 5面 | 下落合図書館 開館記念講演会・内覧会参加者を募集 |
| 8面 | 3月4日開催 女性の健康週間 イベント なるなるフェスタ |



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。



断る勇気・正しい情報・周囲の見守りで 悪質商法に付け入らせない

悪質商法や詐欺まがいの商法が、区内でも発生しています。得になりそうな誘い話をうのみにしたり、急いで契約したりすると思わぬ被害を招きかねません。「高額な料金を請求された」「解約できない」「個人情報を取られた」など、生活全般を脅かす不安な状態に陥らないよう、日頃から悪質商法への対応策を身に付けておきましょう。今回は、悪質商法の最近の手口と対応策を紹介します。

【問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)☎(5273)3830・☎(5273)3110へ。

2面では、消費生活センターで実施している相談などを紹介しています。もしトラブルに遭っても、1人で悩んだり諦めたりせず、できるだけ早く消費生活センターへご相談ください。

こんな手口に気を付けて!

注文していない商品を一方的に送り付けて高額な代金を請求

●在宅時間の長い高齢者は特に狙われがちです
生鮮食品や健康食品などを一方的に送り付け、断っても「確かに注文を受けた」「忘れたあなたが悪い」と主張します。「受け取ったことで代金の支払義務が生じる」などと迫る場合もあります。
類似の事例で、お試し期間だけ購入したつもの商品が自動的に定期購入契約に切り替わって自宅に届き続けることもあります。契約書類には小さな字で条件が書いてあることも多いため、内容をよく理解して契約しましょう。



ショッキングな情報を聞いた心の動揺や人の善意に付け込む

突然、電話で「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」と不安にさせ、言われるままに削除を依頼すると、高額な手数料などを請求します。話の中でさりげなく「一人暮らしか」など個人情報を聞き出そうとしたり、公的機関らしい名称を使って信用させたりと、手口も巧妙です。
また、「老人ホームの入居権を申し込んで、権利を他の人に譲ってほしい」との事業者からの依頼に、人助けと思って応じたところ、後日名義貸しの違法性を帳消しにするための金銭を要求されたという事例もあります。



インターネットの利用に関する架空・不当請求

●「救済」の広告に二重の落とし穴があることも
スマートフォンやパソコンに、突然「有料サイトの利用料金をすぐに支払え」「期日までに連絡しないと法的手段を取る」などのメールを送ってきます。身に覚えがないと連絡すると、さらに脅したり個人情報を聞き出そうとします。
架空請求の被害を受けた人が、被害救済をうたう業者に問い合わせた結果、料金を請求され、解決もできない二次被害に遭う事例もあります。



「副業で簡単に収入を増やせる」との甘い誘い



「これを購入・利用して副業すれば、簡単に短時間で確実に高収入が得られる」などとうたう情報を「情報商材」としてインターネット上で高額で販売します。
誘い文句のとおりやってみても予想した収入にはほど遠く、解約にも応じてくれません。情報商材の購入に要した多額の借金だけが残ってしまうというトラブルが、若者を中心に多数発生しています。

注目の話題・トピックスに便乗した誘いにも注意

「マイナンバー制度」や「電力自由化」など注目の話題に便乗して架空請求したり個人情報をだまし取ろうとします。4月からは都市ガスの小売り自由化が始まります。制度の過渡期を狙った悪質商法に注意が必要です。
ほかにも、オリンピックに関連した投資話、災害復旧のための義援金の募集、大規模な個人情報流出事故の解決処理の誘いなど、悪質商法は、社会的な関心事に便乗して、新しい手口で忍び寄ってきます。



被害に遭わないために

●勇気を出してはっきり断る

「ドアを開けない、家に上がらせない」「あいまいな返事はしない」「相手の話がおかしいと感じたら深入りしない」「身に覚えのない代金請求や脅しとも取れる言葉は無視する」ことが肝心です。



親切な口調や人情に付け込もうとする話し方、公的機関と思わせるような名称にも気を許さないでください。

●不審な電話は相手にしない

おかしいな、と思ったらすぐに電話を切りましょう。また、留守番電話機能を利用して、電話の相手を確認してから電話に出るようにすると安心です。

●儲け話にはのらない

「必ず儲かる」「配当金で左団扇」「元本は保証する」などのうまい話には、落とし穴がつきものです。安易に信用しないようにしましょう。

●慌てて契約しない

家族・友人、または信頼できる人に意見を聞き、契約内容・契約(解約)条件・金額などを複数の目で事前によくチェックしましょう。支払ってしまった代金を取り戻すことは困難です。



●個人情報を安易に教えない

提供した個人情報の回収は不可能です。

●周囲の人々の気付きと見守りを!

悪質商法に巻き込まれているのに、本人が気付いていない場合や一人で抱え込んでいる場合も少なくありません。親身なアドバイスが被害を防ぎます。

特に、被害を受けやすい高齢者には、地域の方々の温かい見守りが必要です。不自然・不審な状況はないか、気付きのまなざしを向けましょう。



解約したいときは

クーリング・オフ制度が利用できます

クーリング・オフ制度は、訪問販売・訪問購入・電話勧誘販売などで結んでしまった契約を、法律で決められた期間内に無条件で解約できる制度です。

相手方への解約の通知は「特定記録郵便」「簡易書留」など、書面で行います。クレジット契約の場合は、クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。

店舗販売や通信販売では制度を利用できません。制度の対象となる取り引き・期間、通知方法等詳しくは、新宿消費生活センターへお問い合わせください。